

測量等の立会に対する報償金支給に関する事務取扱要領

(昭和49年5月9日制定)

(趣 旨)

第1条 この要領は、埼玉県県土整備部及び都市整備部所管の事業に係る土地等の取得等に関して行う調査測量のため、県が立会を求めた者に対して支給する報償金、及びその者が遠隔地に居住している場合に支給する交通費及び宿泊料（以下「交通費等」という。）の支出事務について必要な事項を定めるものとする。

(立会人の範囲)

第2条 立会人の範囲は、当該土地等の所有者、占有者、利害関係を有する隣接地の権利者、その他当該土地等に関して知識を有する者等とする。

(立会の依頼)

第3条 立会の依頼は、立会予定者一覧表（様式第1号）を作成し、これに基づいて算出した概算所要額について、予算執行何により決裁をうけて行うものとする。

(報償金等支給に関する説明)

第4条 報償金等の支給にあたっては、立会人に対して、その趣旨等を説明すること。特に、交通費等の支給をする場合においては、支給額の内容について事前に説明を行うものとする。

(調査測量の範囲)

第5条 立会人に報償金及び交通費等を支給する対象としての調査測量の範囲は、路線測量（中心線測量、縦横断測量）、用地測量（境界確認、地積測量）及び物件調査（建物調査、立木調査等）とする。

(報償金等の支給基準)

第6条 報償金は、別表に掲げる額とする。

2 交通費等の支給は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、及び宿泊料を支給するものとし、支給額については、職員の旅費に関する条例（昭和27年条例第27号。）を準用して計算した額とする。

3 交通費等の支給は、立会人が、県外かつ遠隔地に居住している者であって、本人から請求があり、交通費等の支給をすることがやむを得ないと所長が認めたものに対して支給することができるものとする。

4 各所長は、特別の事由により前3号により難いと認めた場合は、その事由を付して県土整備部長又は都市整備部長に協議するものとする。

(報償金等の支給)

第7条 報償金及び交通費等の支給は、立会証明書に基づいて算出した金額について支出金調書を作成して行うものとする。

2 第1項にかかわらず、資金前渡担当者を指定して資金前途により支給しようとするときは第3条に定める手続きを経て支出するものとし、資金前渡担当者は、立会証明書（様式第2号）の金額欄に支給額を記入のうえ、立会人が署名をしたのち、財務規則第58条の精算をするものとする。

(報償金等の支出予算)

第8条 報償金は、それぞれ該当する事業の事務費のうちの報償費から支出する。

2 交通費等は、第6条に規定する支給基準により算定した金額を報償金に加算し、それぞれ該当する事業の事務費のうちの報償費から支出する。

別 表

区 分	報 償 金	備 考
1人1日につき	5,000円	
1人半日につき	2,500円	

(注)立会に要する時間と、立会現場までの往復に通常要する時間との合計が4時間をこえるときは、1日として計算し支給するものとする。

様式第1号～第3号……略

附 則

この要領は昭和49年6月1日から施行する。

附 則

この要領は昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。